

「マイナンバーカード交付申請出張窓口」を開設 ～ マイナポイント事業への市民の皆様の参画支援 ～

来年度以降のマイナンバーカードの総合的な活用にあわせ、各公民館でのマイナンバーカード交付申請出張窓口（以下、「出張申請窓口」という。）を開設します。

1 内容

本事業は、消費増税の影響緩和策として国が実施する「マイナンバーカードによる消費活性化事業」（三木市では「マイナポイント事業」と呼称する。）に係る市民の皆様への参画支援として実施します。

公民館では、11～12月にマイナンバーカード交付申請受付、2～3月にマイキーID設定支援を行います。

この他、商業施設等への巡回も行う予定です。

2 スケジュール

月日	時間	会場
11月17日(日)	10:00～16:30	志染町公民館
12月1日(日)	10:00～16:30	細川町公民館
12月7日(土)	14:00～20:00	緑が丘町公民館
		別所町公民館
12月8日(日)	10:00～16:30	三木南交流センター
12月14日(土)	14:00～20:00	中央公民館
		自由が丘公民館
12月15日(日)	10:00～16:30	口吉川町公民館
12月21日(土)	14:00～20:00	青山公民館
		吉川町公民館

3 交付申請窓口を持参いただくもの

① 通知カード

② 本人確認書類 2点

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、健康保険証、介護保険証、福祉医療受給者証、年金手帳など

③ 住基カード（所有者のみ）

4 留意事項

- ・申請・受取は申請者本人が行う必要があります。
- ・申請の受付は、三木市に住民票のある方に限ります。
- ・15歳未満の方は、法定代理人（親権者）の同行及び代理申請が必要です。

5 マイナンバーカードの受取

- ・申請から約2か月後になります。
- ・出張申請窓口で交付申請された場合、カードは本人限定受取郵便により、ご自宅に届きます（15歳以上の方のみ）。
- ・15歳未満の方については、原則、市役所でのカード受取となります。
- ・申請時に書類不備等があった場合（顔写真付の本人確認書類がなかった場合等）は、市役所でのカード受取となります。

6 マイナポイント事業について

※ 別添 国資料「マイナポイントを活用した消費活性化策のご案内」

【事業背景】

(1) 国が予定している、一般消費者への消費増税後の反動減対策は以下の3つ

- ① プレミアム付商品券(令和元年10月～令和2年3月)
- ② キャッシュレスポイント還元(令和元年10月～令和2年6月)
- ③ マイナンバーカードを活用した消費活性化(令和2年7月以降、①②の後)

※三木市では③を「マイナポイント事業」と呼称し、市民への参画支援を図る。

(2) 令和元年5月のデジタル手続き法案成立により、今後、行政手続きは原則、オンライン化されていく。国では、その基盤としてマイナンバーカードの普及を加速させるため、保険証としての利用開始、マイナンバーカードを用いたポイント付与など積極的な活用を促進する。市は、これを契機に、市民へのメリットがある間に、参画を支援していく。

【事業概要】

マイナンバーカードを取得した個人が、インターネットを通じてマイキーIDを設定する。マイキーIDを取得し、国の事業に参加する民間キャッシュレス事業者に一定額を入金（チャージ）することにより、国がプレミアム分をマイナポイントとして上乗せする。

マイナポイントは、事業に参加する店舗やオンラインショッピング等で利用可。

※マイキーIDの初回設定時（パソコン）には、カードリーダーが必要。次回以降は、IDパスワード方式により、インターネット接続のパソコンやスマホから利用可能。

問い合わせ先 三木市産業振興部商工振興課

電話 0794-82-2000（内線 2231）